

令和6・7年度後期高齢者医療制度保険料率等について

1 趣旨

東京都後期高齢者医療広域連合議会において、令和6・7年度後期高齢者医療保険料率が議決されたので報告する。

2 保険料率

年度 項目	令和4・5年度		令和6年度		令和7年度	
	(均等割額)	(所得割率)	(均等割額)	(所得割率)	(均等割額)	(所得割率)
保険料率	46,400 円	9.49%	47,300 円	8.78% ※1	47,300 円	9.67%
				9.67% ※2		
前期比	+2,300 円	+0.77 ポイント	+900 円	-0.71 ポイント +0.18 ポイント	+900 円	+0.18 ポイント
一人当たり平均 保険料額(年額)	104,842 円		110,156 円		112,535 円	
前期比	+3.7% (+3,789 円)		+5.1% (+5,314 円)		+7.3% (+7,693 円)	

※1 旧ただし書き所得 58 万円以下

※2 旧ただし書き所得 58 万円超

本保険料率はその軽減対策として、令和6・7年度においても特別対策等を継続することを前提としており、その経費の支弁方法について定めている東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となる。

3 保険料抑制のための対策

(1) 区市町村による特別対策

ア 4 項目の特別対策

保険料に算入すべき費用を区市町村の負担とする。

- 内訳
- | | |
|-------------|--------------|
| ① 保険料未収金補填分 | ② 審査支払手数料 |
| ③ 葬祭費 | ④ 財政安定化基金拠出金 |

イ 低所得者の所得割額の軽減

独自に 50%及び 25%軽減を行うための費用を区市町村の負担とする。

(2)その他

令和 4・5 年度の財政収支に係る剰余金を、特別会計調整基金に積み立て、2 年間の医療給付費に充てる。

4 主な変更点

- ・ 出産育児一時金への支援開始

一人当たりの年間保険料への影響 641 円

- ・ 後期高齢者負担率の変更

11.72% (令和 5 年度) から 12.24%・12.67% (令和 6 年度) / 12.67% (令和 7 年度)

※令和 6 年度は低所得層の医療制度改正の激変緩和のため二種の負担率設定

- ・ 賦課限度額の変更

66 万円 (令和 5 年度) から 73 万円 (令和 6 年度) / 80 万円 (令和 7 年度)

※激変緩和のため段階的に引き上げる

5 保険料額比較 (参考)

特別対策等なし (政令どおり) で算定した場合

年度 項目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	(均等割額)	(所得割率)	(均等割額)	(所得割率)
保 険 料 率	49,600 円	9.38% ※1	49,600 円	10.29%
		10.29% ※2		
前 期 比	+3,200 円	-0.11 ポイント	+3,200 円	+0.80 ポイント
		+0.80 ポイント		
一人当たり平均 保険料額(年額)	115,511 円		118,062 円	
前 期 比	+10.2% (10,669 円)		+12.6% (+13,220 円)	